

第三者のためにする生命保険契約における権利の調整

京都女子大学法学部 桜沢隆哉

I. はじめに

本報告は、第三者のためにする生命保険契約において、保険金受取人とそれをめぐる利害対立とその権利調整をめぐる問題を扱うものである。第三者のためにする生命保険契約は、民法上のその一種であり、要約者・諾約者間の契約に基づき、第三者（受益者）が諾約者に対する直接の権利を取得する。しかし、生命保険（死亡保険）契約は、「人の死亡」に対して保険給付がなされるとともに、相続開始は人の死亡時であるため（民法 882 条）、生命保険金の取得と相続との関係性が問題となるとともに、被相続人たる保険契約者（兼被保険者）が、生前に自らが自由に処分しえた財産をその者の死亡を契機に第三者が取得することとなるため、利害関係者との調整が問題となる。わが国の判例・学説上、第三者のためにする生命保険契約が利害関係者との間でどのような取扱いを受けてきたのだろうか。保険契約者により指定された保険金受取人は、保険事故が発生により保険金請求権を自己固有の権利として原始取得する。これは、保険契約者の財産に発生・帰属したもものから承継取得するものではなく、第三者のためにする契約の当然の効果として、保険金受取人は直接に保険者に対して保険金請求権を取得するものとされる。この保険金請求権取得の固有権性について、当初は、保険金受取人による権利取得を強調する見解が多くみられたが、現在では、受取人の権利の保護のみを強調するだけでなく、他の利害関係者の利益にも配慮すべきとされる。具体的には、①限定承認・相続放棄、②遺留分減殺請求、及び③特別受益の持戻しにおける保険金受取人と相続債権者との関係について、いずれも固有権性を前提としつつ、②及び③につき、利害関係者との間で一定の考慮を要するとされる。この考えにはどのような基礎が存在しているのだろうか。

II. 諸外国における議論の状況

1. フランス法における議論

ローマ法を起源とするフランス民法典は、契約の相対効を前提とし、二つの例外においてのみ、第三者のためにする契約を認めており、生命保険もその例外ではなかったが、19世紀後半の破毀院判決により第三者のためにする生命保険契約の理論—保険金受取人の権利取得の固有権性—が確立された。フランスの特徴は、保険事故発生前でも保険契約者による保険金受取人が指定され、受取人による承諾の意思表示後には、保険契約者は保険契約上の処分権限を失い、保険金受取人の権利が確定することである。他方、保険事故発生後に保険金受取人は、保険契約者の相続人との利害対立が生ずるが、この場合の調整として、当初の破毀院判決は、保険金請求権は相続財産を構成しないことを根拠に、持戻しおよび遺留分侵害による減殺の規定の適用を排除するとし、その後この論理が保険契約者の支払う保険料へと拡張された。もっとも、保険料に関しては、相続法規定の適用を排除しておらず、「事情によっては」保険金受取人のためになされた無償の出捐として、持戻しおよび減殺の対象となり得るとされる。以上の考えは、その後も保険法典へと引き継がれ、保険金には、持戻し・遺留分減殺の適用が排除されるとする一方で、保険契約者が支払った保険料は、それが保険契約者の資力に比して明らかに過大であった場合に限り、持戻し・遺留分減殺の適用があるとする。

2. アメリカ法における議論

19世紀後半に第三者のためにする契約を継受したアメリカは、当初はこれを否定する判

例・学説が多数であったが、その後、それを認めるべく多くの工夫がなされ、次第に例外が拡大された。こうしてアメリカでは、保険契約者が遺族(第三者)のために生命保険を利用することが法的に容認されたが、社会政策的な見地から、生命保険契約上の権利を保険契約者等の債権者から保護する立法が古くから存在していた。これは、沿革的には経済的活動が制限されていた既婚女性を保護する立法であったが、その後差押免除立法として、各州へと広がり、保護範囲の拡大、保険金受取人資格や保険契約者の債権者から保護される保険金の限度額の緩和もなされた。保険契約者の債権者は、保険事故発生前に保険契約上の権利について、保険金受取人が無指定の場合でも、その者の権利に強制執行等を行うことはできないのを原則とする。他方、保険金受取人の指定がある場合、受取人の変更権が保険契約者に留保されていても、原則として債権者は解約返戻金等につき自己の権利を主張することはできない。保険事故発生後は、①保険契約者の債権者が保険金請求権につき直接に執行できるか、②詐害行為に関する規定が適用できるかであった。①の問題は、保険金受取人の指定の有無および変更権の留保の有無により異なる。それに対し、②の問題は、(a)経済的危機状態の保険契約者が新たに受取人を指定・変更する場合と(b)第三者を受取人とする生命保険契約を締結した時に既に経済的危機状態にあるが、保険料の支払を継続する場合があるが、特に後者は、原則として無償処分の場合、詐害行為となることを原則とし、例外として保険契約者も「合理的な範囲」では、その扶養する家族のために保険料を支払い続け、契約を継続することができるとする。

3. ドイツ法における議論

ドイツでは、民法典施行前も第三者のためにする契約が理論上認められており、生命保険契約も、指定された第三者は契約に基づき直接に権利を取得し、生命保険金は相続財産に帰属せず、相続債権者等の直接の引当てにはならないとされた。民法典施行後は第三者のためにする死因契約とされ、相続法上の死因処分との関係で問題が生じ、特にこの契約の対価関係の性質をめぐって議論がなされた。保険契約者と債権者の関係には、保険契約者による保険金受取人の変更権留保の有無が問題となる。保険事故発生前において、①保険契約者が撤回可能な指定をしている場合、保険契約上の諸権利はすべて保険契約者に帰属しているが、②撤回不能な指定をしている場合、保険契約上の形成権(解約権等)以外の権利はすべて保険金受取人に帰属しているため、保険契約者による処分はできない。保険事故発生前において、①の場合、保険契約者の債権者は、原則として保険契約上の権利に執行することができる(介入権制度)が、②の場合、保険契約者の債権者は保険契約上の権利を主張することはできない。保険事故発生後には、受取人指定について否認権行使が認められうるが、保険契約者が無資力となった後に初めて指定する場合に限定され、また無資力となった後の継続的な保険料の支払も否認の対象となる。他方、保険事故発生後の保険金請求権は、保険金受取人が無指定の場合、原則として相続財産に帰属する。保険契約者(被相続人)は、第三者のためにする死因契約によりこれらを相続財産に帰属させることなく、相続の対象外とすることができる。したがって、保険金受取人の指定がなされた場合、当該受取人が相続人等であっても、当該受取人はこの契約に基づき保険金請求権を取得する。この場合、指定受取人と相続人等との関係につき、特別受益の持戻し義務を定める民法典 2050 条は、ドイツ法では議論はなく解釈に委ねられる。また、同 2311 条は、遺留分は相続開始時における相続財産の価格により算定されるが、被相続人が生前にその財産処分について遺留分補完請求権(同 2325 条)を認め、遺留分権者の保護を図っている。

III. まとめとわが国への示唆

以上の諸外国の状況を踏まえて、わが国の法制度(いま制度として揺らいでいる保険金請求権取得の固有権性)における解釈上の諸問題に示唆を得たい。